

逗子市議会議員



さぎさか ゆうじ 活動レポート vol. 20

■さぎさか ゆうじ(勾坂祐二) プロフィール■

～無所属で活動中～

1970年2月14日生まれ A型 45歳 逗子市沼間1-8-2

沼間小学校卒業・逗子中学校卒業・私立横浜商工高等学校卒業（有）勾坂疊店入社
07年逗子市商工会青年部部長・08,09年沼間小PTA会長・08年逗子市PTA連絡協議会会長・神奈川県PTA協議会常任理事・10年（社）逗子葉山青年会議所理事長
家族構成：妻と長女（高校2年）次女（小学5年）長男（小学3年） 2010年3月に行われた、市議会議員選挙にて初当選 議会報編集委員長、基地対策特別委員長
総務常任委員長、現在、2期目 都市計画審議会委員 所属会派 市政クラブ

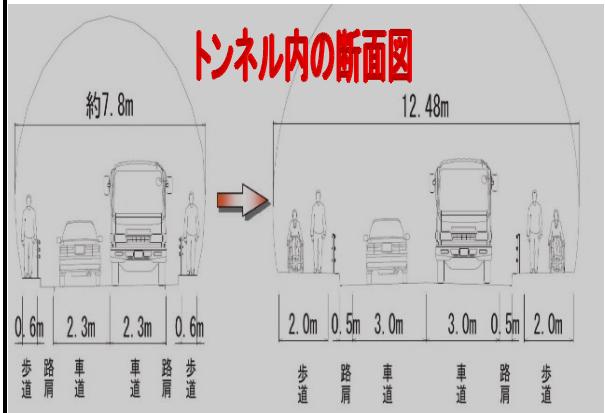
平成27年 第4回定例会報告

第4回定例会が12月3日～17日に行われました。主な議案は、工事請負契約の締結について〔（仮称）療育・教育の総合センター改修工事〕（否決）、逗葉地域医療センターの指定管理者の指定について（否決）、逗子市ふるさと基金条例の制定について（可決）、逗子市行政不服審査会条例の制定について（可決）、逗子市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について（可決）、逗子市市税条例の一部改正について（可決）、逗子市国民健康保険条例の一部改正について（否決）、平成27年度逗子市一般会計補正予算（6号）（可決）及び27年度逗子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（可決）が審議されました。一般会計補正予算の主なるものは、成人等保険事業、生ごみ処理容器等購入費助成事業、商工業振興事業、神武寺トンネル改良事業、学校施設整備事業等です。その他、陳情19件審議されました。

神武寺トンネル拡幅工事 平成28年4月（予定）から

今定例会において、神武寺トンネルの改良事業が補正予算で審議され、可決されました。工事費が、当初予算5億8,061万2千円から2億9,974万8千円増額の8億8,036万円となりました。

主な増額の理由としては、現況の神武寺トンネルの長さ80.43mから127mに変更、資材・労務単価の上昇、仮設工・支保工・覆工の増額、その他諸経費の増額



神武寺駅側 完成予想図

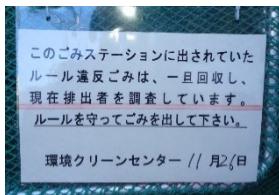


によるものです。工事中の通行については、歩行者・自転車は、仮設トンネル（プロテクター）内を通行します。自動車はトンネル工事期間中（約15.4ヶ月）終日通行止めとなります。工事期間中は、迂回車両が、県道24号線、警察署前の水道路など、渋滞が予測されるため、警察と協議をし、対策を講じるように求めております。あわせて通学路の安全対策と近隣の学校や地域住民へのきめ細かい周知を徹底するようにお願いしているところです。

家庭ごみ処理の有料化導入から2カ月が経過

「ごみの減量化・資源化の促進」を目的として、家庭ごみ処理の有料化がスタートしました。分別品目の新設による収集品目の増加により、収集日が変更になり最初は、うまく分別などできていないステーションもありましたが、約2カ月が経ち、ルールが守られてきました。その一方で、悪質とみられるケースも多くあり、指定のごみ袋を使用せずにごみステーションに出している人がいるようです。

ルール違反ごみへの対策としては、現在、ごみ袋を開封し、排出者を特定して個別に指導を行っています。



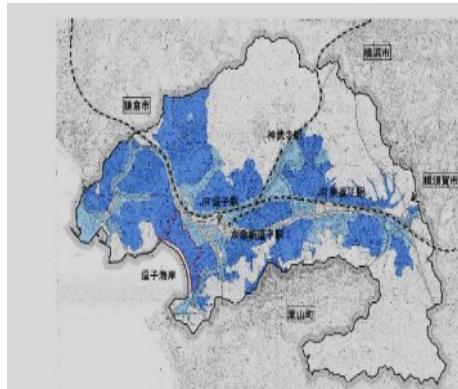
東逗子地域の活性化～イルミネーション～

今年も、商工会が中心となり、地域住民の手によって、ふれあい広場に14万球の素晴らしいイルミネーションが地域の賑わい創出し、市民にも親しまれています。市としてもJR東逗子駅前の一等地を有効活用し、東逗子地域の活性化を図ることは長年の課題であると考えています。市では、府内プロジェクトチームを立ち上げて調査研究を開始して、活用計画の策定を進めています。地域住民の意見を反映するように求めています。



住民合意が大前提！～建築物の敷地面積の最低限度の指定(26年度の検討案)～

市は、緑豊かなゆとりあるまちの環境、美しい街並みを守るために、新たなまちづくりのルールとして住居系用途地域の「建築物の敷地面積の最低限度」を指定することをめざし、平成24年から市民への説明会等に取り組んできていますが、個人財産に制限を加えるものであり、市民が不利益を被るのではないかと言う疑問の声も多く、市民の十分な理解が得られた状況とは言えませんでした。市議会は、平成25年度第3回定例会で市長に対し、制度の指定にあたり、市民の理解と合意を前提として、敷地面積の最低限度の見直しとあわせて市全域ではなく、地区別の指定も含めた案も検討すべきであり、都市計画法の手続きについて、より慎重な対応を求める決議案が提出され、全会一致で採決されました。市は、再度検討とし、26年度の検討案が示されました。主な改正点は、制限値を140m²から125m²に、制限対象地を全ての住居系用途地域から第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域の一部(新宿地区ほか)に先行的導入として、29年度の施行をめざしています。その他の住居系用途地域は、100m²～110m²段階的に導入を検討していますが、この計画は、住民合意が大前提です。



凡例	用途地域	制限値(案)	スケジュール
	第一種低層住居専用地域		
	第一種住居地域の一部※(図面中の赤い区域)	125m ²	先行的導入として、平成29年度の施行を目指す
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域	100m ² ～	段階的に導入するものとし、先行導入から3年程度の期間を置き、導入
	第一種住居地域	110m ²	
	第二種住居地域		

※逗子市まちづくり条例施行規則で規定する「別に定めるところ(新宿一丁目、新宿二丁目、新宿三丁目の一部、新宿五丁目の一一部及び逗子八丁目の一部)以下、「新宿地区ほか」という。」

77~78

皆様の声を聞かせて下さい。
市政に対するご意見、ご要望をお待ちしています。

御名前

御住所

連絡先